少子化対策·県民活躍課

令和元年度 仕事と子育ての両立に関する意識調査(中間報告)

1. 調査の目的

子育て支援・少子化対策条例に基づき、新たな子育て支援・少子化対策に関する基本計画(2020年度~2024年度)策定の基礎資料となるよう、意識調査を実施した。

2. 調査の概要

- (1)調査対象
 - ① 県内企業から従業員規模別に無作為に抽出した 1,000 社
 - ② ①の企業の小学生以下の子を持つ従業員 3,000 人 (企業規模に応じて 1 企業あたり 2~10 名を抽出)
- (2) 調査期間 令和元年6月21日~7月5日
- (3)調査方法 郵送返送方式
- (4) 調査機関 株式会社 東京商工リサーチ
- (5)回収数(率)
 - ① 企業向け調査
 - ・標本数 1,000 社
 - 回収数 367 社
 - •回収率 36.7%
 - ② 従業員向け調査
 - 回収数 852 人

3. 調査項目(企業向け調査・従業員向け調査共通)

- (1) 企業における仕事と子育ての両立支援について ※ 従業員調査では「企業・職場の仕事と子育ての両立支援について」
- (2) 男性の育児休業について
- (3) 働き方改革の推進状況について
- (4) 行政への要望について

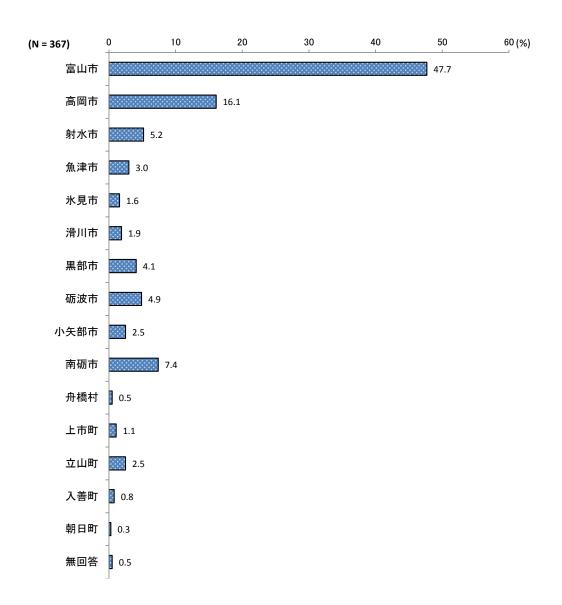
4. 調査結果

企業向け調査

【問 1. 貴社について】

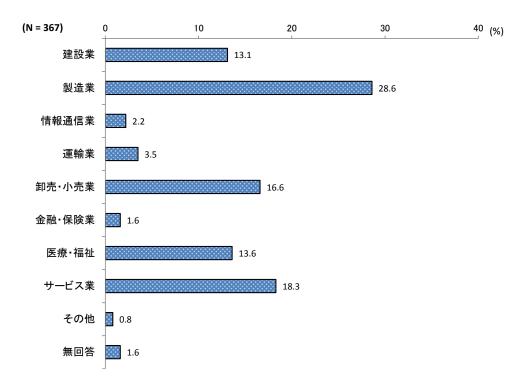
(1) 貴社の所在地について、あてはまるものを1つ選んでください。

「富山市」が47.7%と最も多く、次いで「高岡市」が16.1%、「南砺市」が7.4%となっている。



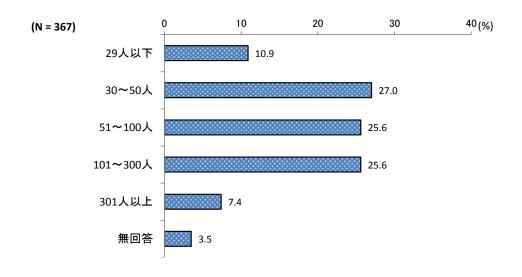
(2) 貴社の主業種について、あてはまるものを1つ選んでください。

「製造業」が 28.6% と最も多く、次いで「サービス業」が 18.3%、「卸売・小売業」が 16.6% となっている。



(3) 貴社の従業員数 (常時雇用する(※)従業員数 (パート・アルバイトも含む) をいう) を、お答えください。

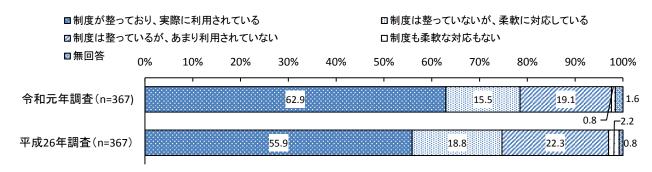
「30~50 人」が 27.0%で最も多く、次いで「51~100 人」と「101~300 人」がともに同率 25.6%、「29 人以下」が 10.9%となっている。



【問2.企業における仕事と子育ての両立支援について】

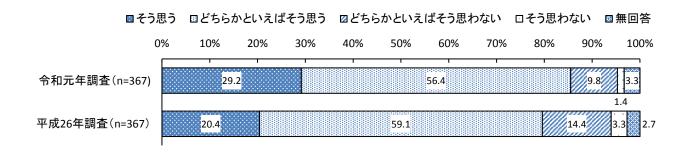
(1) 貴社における両立支援制度(育児休業制度、子育て中の短時間勤務制度など)の整備及び運用の現状について、あてはまるものを1つ選んでください。

「制度が整っており、実際に利用されている」が 62.9%と最も多く、次いで「制度は整っているが、あまり利用されていない」が 19.1%、「制度は整っていないが、柔軟に対応している」が 15.5% となっている。



(2) 今後貴社では、仕事と子育ての両立支援の取組みを現在より充実させようと思いますか。あてはまるものを<u>1つ</u>選んでください。なお、(1)で「4. 制度も柔軟な対応もない」を回答された場合もお答えください。

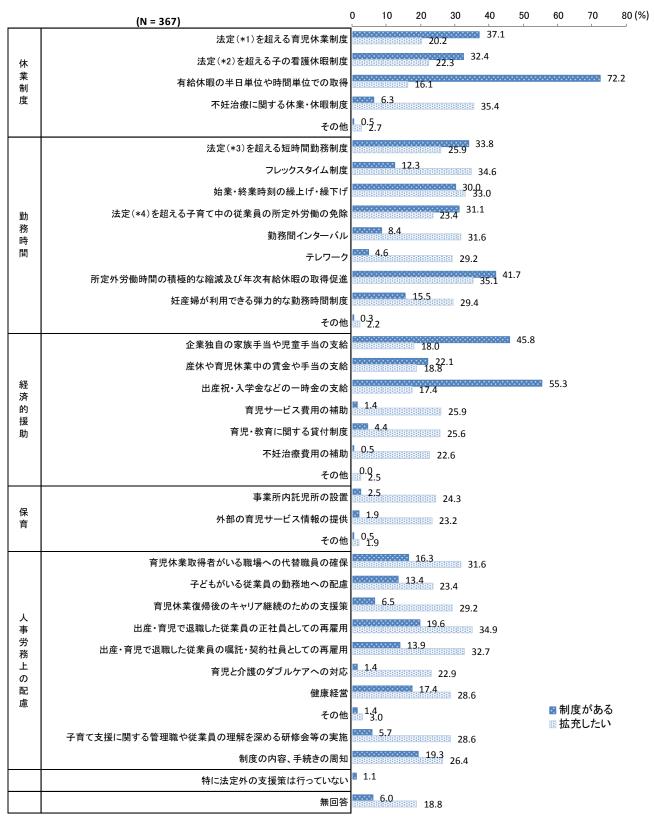
「どちらかといえばそう思う」が 56.4%と最も多く、次いで「そう思う」が 29.2%、「どちらかといえばそう思わない」が 9.8%となっている。



(3) 貴社において、従業員の仕事と子育ての両立支援のために、①制度があるもの、②拡充したい と思うもの(制度がない場合に新たに制度を創設する場合を含む)、それぞれにあてはまるも のを<u>すべて</u>選んでください。

①制度があるものでは、「有給休暇の半日単位や時間単位での取得」が72.2%と最も多く、次いで「出産祝・入学金などの一時金の支給」が55.3%、「企業独自の家族手当や児童手当の支給」が45.8%となっている。

②拡充したいと思うものでは、「不妊治療に関する休業・休暇制度」が35.4%と最も多く、次いで「所定外労働時間の積極的な縮減及び年次有給休暇の取得促進」が35.1%、「出産・育児で退職した従業員の正社員としての再雇用」が34.9%となっている。

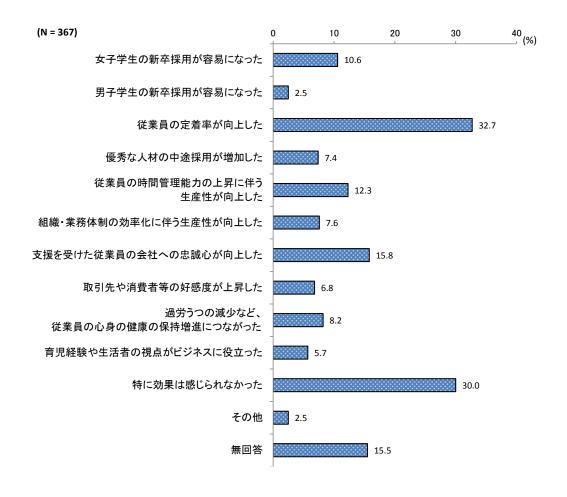


- (*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。
- (*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。
- (*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。
- (*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

(4) 両立支援制度の実施により、一般的には以下のような効果があるものとされています。貴社では、どのような効果を感じられましたか。あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

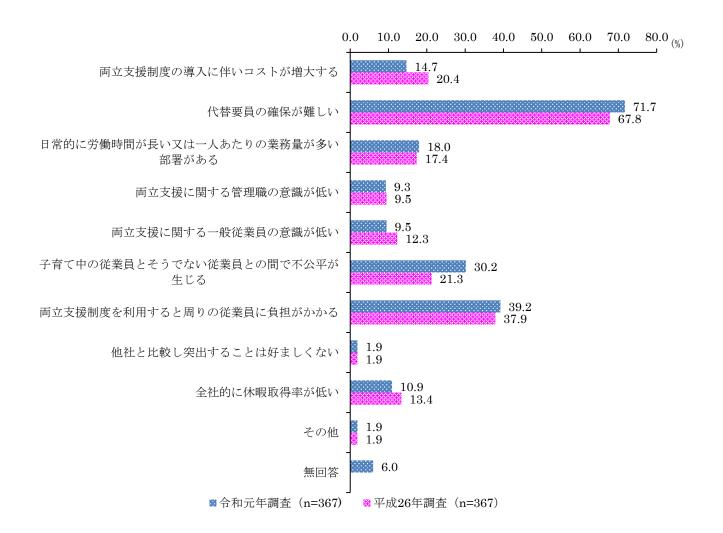
「従業員の定着率が向上した」が32.7%と最も多く、次いで「支援を受けた従業員の会社への忠誠心が向上した」が15.8%、「従業員の時間管理能力の上昇に伴う生産性が向上した」が12.3%と続いている。

なお、「特に効果は感じられなかった」は30.0%となっている。



(5) 貴社が従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組むにあたっての課題について、あてはまるものを<u>3つ以内で</u>選んでください。

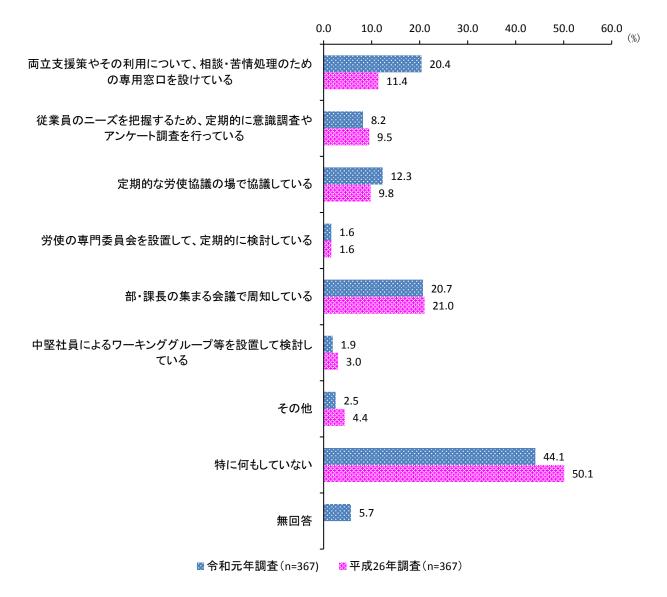
「代替要員の確保が難しい」が 71.7%と突出して多く、次いで「両立支援制度を利用すると周りの 従業員に負担がかかる」が 39.2%、「子育て中の従業員とそうでない従業員との間で不公平が生じる」が 30.2%となっている。



(6) 貴社では、両立支援策を運用したり改善したりするためにどのような仕組みがありますか。あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

「部・課長の集まる会議で周知している」と「両立支援策やその利用について、相談・苦情処理のための専用窓口を設けている」がそれぞれ 20.7%、20.4%と 2割を超え、次いで「定期的な労使協議の場で協議している」が 12.3%となっている。

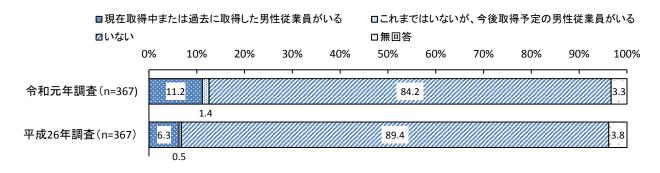
なお、「特に何もしていない」が44.1%と4割を超えている。



【問3. 男性の育児休業について】

(1) 貴社における男性従業員の育児休業の取得状況について、あてはまるものを<u>1つ</u>選んでください。1または2を回答された場合は、男性従業員の育児休業の平均取得日数(取得予定日数)についてもお答えください。

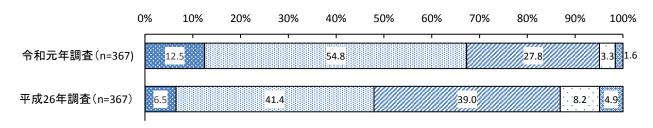
「いない」が84.2%と突出して多く、次いで「現在取得中または過去に取得した男性従業員がいる」が11.2%となっている。



(2) 男性の育児休業取得について企業は積極的に促進するべきだと思いますか。あてはまるものを 1つ選んでください。

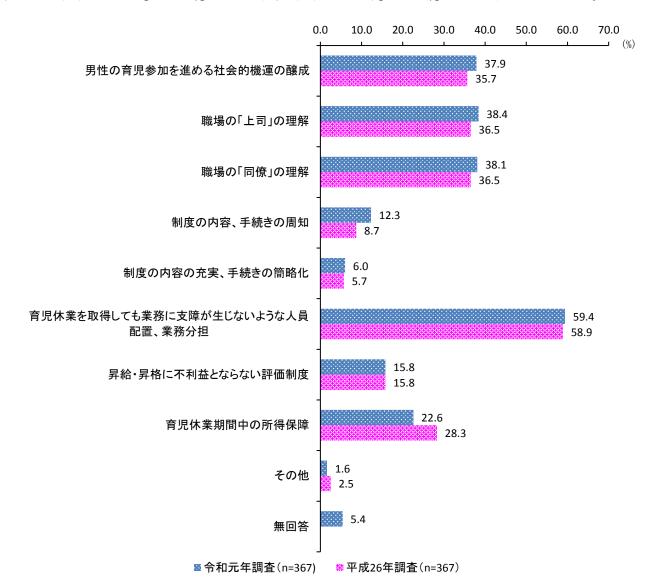
「どちらかといえばそう思う」が 54.8%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 27.8%、「そう思う」が 12.5%となっている。

■そう思う 図どちらかといえばそう思う 図どちらかといえばそう思わない □そう思わない 図無回答



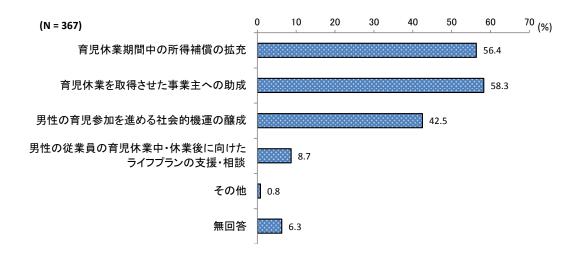
(3) 男性の育児休業取得を促進するために、企業として特に重要だと思うものは何ですか。あては まるものを<u>3つ以内で</u>選んでください。

「育児休業を取得しても業務に支障が生じないような人員配置、業務分担」が59.4%と最も多く、次いで「職場の「上司」の理解」が38.4%、「職場の「同僚」の理解」が38.1%となっている。



(4) 男性の育児休業取得を促進するために、国や県に特に望むことについて、あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

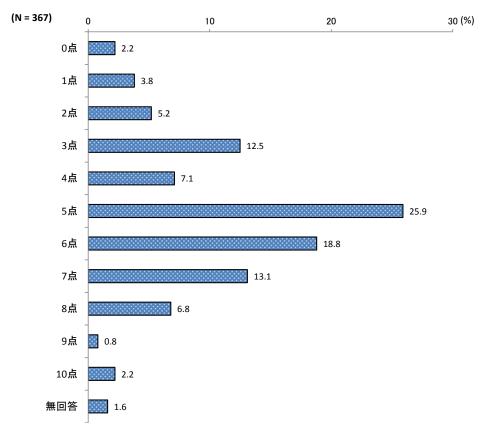
「育児休業を取得させた事業主への助成」が 58.3%と最も多く、次いで「育児休業期間中の所得補償の拡充」が 56.4%、「男性の育児参加を進める社会的機運の醸成」が 42.5%となっている。



【問4. 働き方改革の推進状況について】

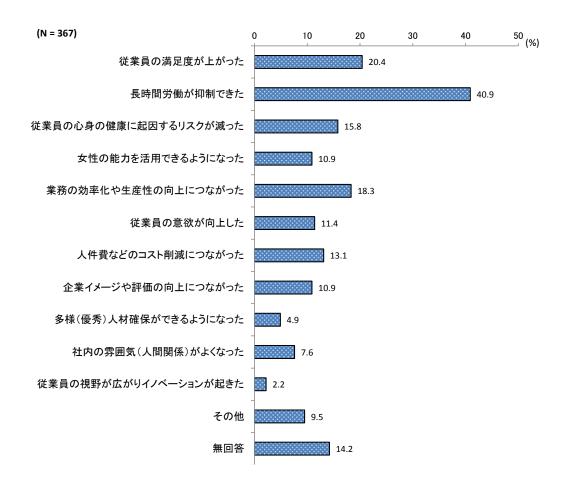
(1) 5年前と比較し、貴社の働き方改革はどの程度進んだと思いますか。

「5点」が25.9%と最も多く、次いで「6点」が18.8%、「7点」が13.1%となっている。



(2) 貴社では、働き方改革の取組みによりどのような効果が出ていますか。あてはまるものを<u>すべ</u> て選んでください。

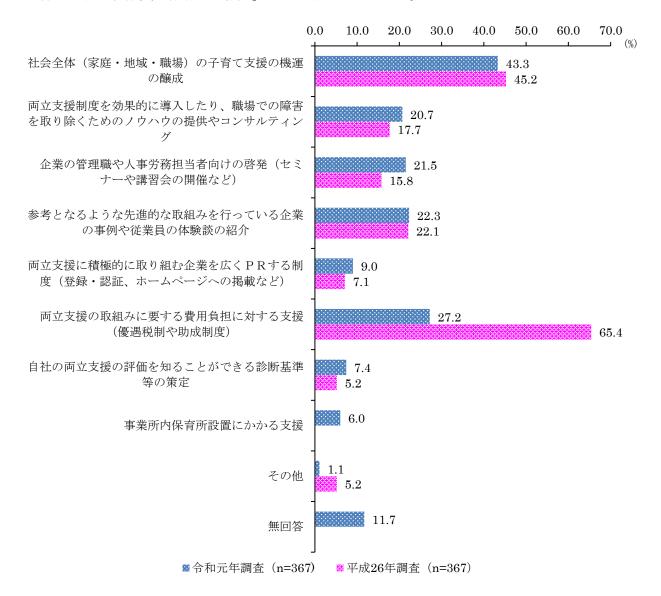
「長時間労働が抑制できた」が 40.9%と最も多く、次いで「従業員の満足度が上がった」が 20.4%、「業務の効率化や生産性の向上につながった」が 18.3%となっている。



【問5. 行政への要望について】

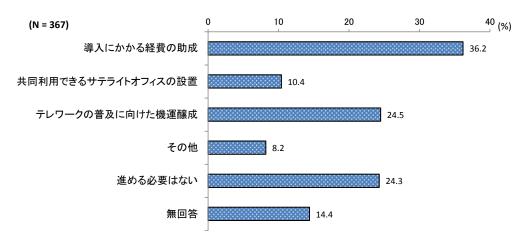
(1)職場における仕事と子育ての両立支援を進めるにあたって、国や県に望むことについて、あてはまるものをすべて選んでください。

「社会全体(家庭・地域・職場)の子育て支援の機運の醸成」が43.3%と最も多く、次いで「両立支援の取組みに要する費用負担に対する支援」が27.2%、「参考となるような先進的な取組みを行っている企業の事例や従業員の体験談の紹介」が22.3%となっている。



(2) 両立支援を進める1つの手法としてテレワークが注目されていますが、テレワークを推進する にあたって、行政に望むことについて、あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

「導入にかかる経費の助成」が36.2%と最も多く、次いで「テレワークの普及に向けた機運醸成」が24.5%、「進める必要はない」が24.3%となっている。

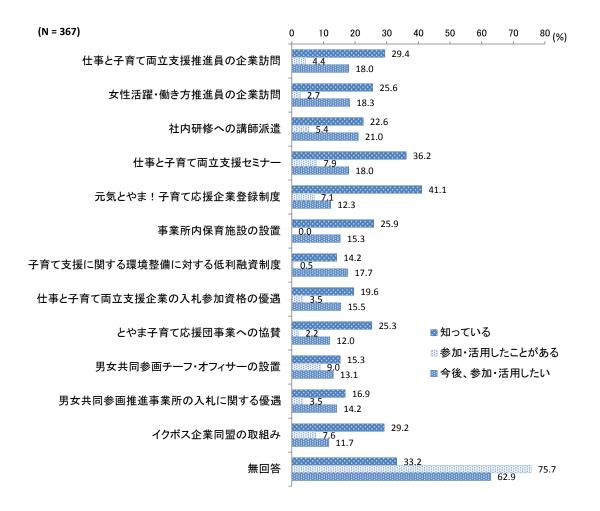


- (3) 県が実施している両立支援の施策や事業等についてお伺いします。
 - ①両立支援の施策や事業を知っているもの、
 - ②参加・活用したことがあるもの、
 - ③今後、参加・活用したいと思うもの、それぞれにあてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

①両立支援の施策や事業を知っているものとしては、「元気とやま!子育て応援企業登録制度」が 41.1%と最も多く、次いで「仕事と子育て両立支援セミナー」が36.2%、「仕事と子育て両立支援推進 員の企業訪問」が29.4%となっている。

②参加・活用したことがあるものとしては、「男女共同参画チーフ・オフィサーの設置」が 9.0% と最も多く、次いで「仕事と子育て両立支援セミナー」が 7.9%、「イクボス企業同盟の取組み」が 7.6%となっている。

③今後、参加・活用したいと思うものとしては、「社内研修への講師派遣」が21.0%と最も多く、次いで「女性活躍・働き方推進員の企業訪問」が18.3%、「仕事と子育て両立支援推進員の企業訪問」と「仕事と子育て両立支援セミナー」がともに同率18.0%となっている。



【従業員規模別とのクロス集計】

■両立支援制度の整備状況等(制度があるもの)×従業員規模

【休業制度】

		全	休法	看 法	単有	暇不	そ
		体	業 定	護 定	位 給	制妊	の
			制へ	休へ	で休	度治	他
			度 *	暇 *	の暇	療	
			1	制 2	取の	に	
			\sim	度〜	得 半	関	
			を	を	日	す る	
			超	超	単	る	
			を 超 え る	超 え る 子	位	休	
			る	る	ゃ	業	
			育		時		
			児	の	間	休	
全位	*	367	136	119	265	23	2
	т	100.0	37.1	32.4	72.2	6.3	0.5
	29人以下	40	14	11	24	1	0
	23/0/1	100.0	35.0	27.5	60.0	2.5	0.0
従	30~50人	99	37	31	72	8	1
従業員規	30~50人	100.0	37.4	31.3	72.7	8.1	1.0
員	51~100人	94	34	29	79	4	0
	31.4100	100.0	36.2	30.9	84.0	4.3	0.0
模	101~300人	94	35	36	61	7	0
別	101300/	100.0	37.2	38.3	64.9	7.4	0.0
	301人以上	27	11	8	19	2	0
	301人以上	100.0	40.7	29.6	70.4	7.4	0.0

【勤務時間】

		全	間法	フ	繰始	のて法	勤	テ	得縮所	な妊	そ
		体	勤 定	レ	下 業	免中定	務	レ	促減定	勤 産	の
			務へ	ッ	げ・	除の〜	間	ワ	進及外	務 婦	他
			制 *	ク	終	従 *	イ	I	び労	時が	
			度 3	ス	終業時刻	業 4	ン	ク	年働	間 利	
			~	タ	時	員〜	タ		次時	制用	
			を	1		のを	l		有間	度で	
			超 え	7	の	所超	バ		給の	き る	
			え	制	繰	定え	ル		休積		
			る	度	上	外る			暇極	弾	
			短		げ	労子			の的	力 ;;	
			時		•	働育			取な	的	
全(*	367	124	45		114	31	17	153		1
- F	r	100.0	33.8	12.3	30.0	31.1	8.4	4.6	41.7	15.5	0.3
	29人以下	40	8	4	11	12	4	0	13	8	0
	20//2/	100.0	20.0	10.0	27.5	30.0	10.0	0.0	32.5	20.0	0.0
従	30~50人	99	27	9	21	26	6	2	38	14	0
業	30 - 30)(100.0	27.3	9.1	21.2	26.3	6.1	2.0	38.4	14.1	0.0
従業員規	51~100人	94	31	13	34	31	9	3	41	12	0
規	31100	100.0	33.0	13.8	36.2	33.0	9.6	3.2	43.6	12.8	0.0
模別	101~300人	94	39	13	30	32	6	7	38	15	0
別	1017-3007	100.0	41.5	13.8	31.9	34.0	6.4	7.4	40.4	16.0	0.0
	301人以上	27	15	5	11	10	4	5	14	7	1
	301人以上	100.0	55.6	18.5	40.7	37.0	14.8	18.5	51.9	25.9	3.7

^(*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。

^(*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。

^(*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。

^(*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

【経済的援助】

		全体	手当の支給企業独自の家族手当や児童	手当の支給産休や育児休業中の賃金や	金の支給出産祝・入学金などの一時	育児サービス費用の補助	度の・教育に関する貸付制	不妊治療費用の補助	その他
全(*	367	168		203	5	16	2	0
		100.0	45.8	22.1	55.3	1.4	4.4	0.5	0.0
	29人以下	40	19	13	20	0	1	0	0
	20/201	100.0	47.5	32.5	50.0	0.0	2.5	0.0	0.0
従	30~50人	99	42	20	56	1	4	1	0
業	3030%	100.0	42.4	20.2	56.6	1.0	4.0	1.0	0.0
従業員規	51~100人	94	46	21	52	1	3	0	0
規	31100	100.0	48.9	22.3	55.3	1.1	3.2	0.0	0.0
模	101~300人	94	39	17	53	2	6	0	0
別	1013007	100.0	41.5	18.1	56.4	2.1	6.4	0.0	0.0
	301人以上	27	17	9	18	1	2	1	0
	3017AT	100.0	63.0	33.3	66.7	3.7	7.4	3.7	0.0

【保育】

		全体	事業所内託児所の設置	提供外部の育児サービス情報の	その他
全位	*	367 100.0	9 2.5	7 1.9	2 0.5
***************************************	29人以下	40 100.0	1 2.5	0.0	1 2.5
従業	30~50人	99 100.0	2 2.0	1 1.0	0 0.0
従業員規	51~100人	94 100.0	1 1.1	2 2.1	1 1.1
模 別	101~300人	94 100.0	2 2.1	3 3.2	0 0.0
	301人以上	27	1	1	0

【人事労務上の配慮】

		全体	への代替職員の確保育児休業取得者がいる職場	地への配慮子どもがいる従業員の勤務	継続のための支援策育児休業復帰後のキャリア	員の正社員としての再雇用出産・育児で退職した従業	の再雇用の側に、契約社員として員の嘱託・契約社員として出産・育児で退職した従業	の対応育児と介護のダブルケアへ	健康経営	その他	修会等の実施や従業員の理解を深める研子育て支援に関する管理職	制度の内容、手続きの周知
全位		367	60	49	24	72	51	5	64	5	21	71
	Ţ	100.0		13.4	6.5	19.6	13.9	1.4	17.4	1.4	5.7	19.3
	29人以下	40	:	3	1	8	3	0	4	0	1	6
		100.0	·····	7.5	2.5	20.0	7.5	0.0	10.0	0.0	2.5	15.0
従	30~50人	99	6	10	5	19	13	2	17	0	6	12
業	00 00%	100.0	6.1	10.1	5.1	19.2	13.1	2.0	17.2	0.0	6.1	12.1
従業員規	51~100人	94	13	13	4	19	14	1	18	3	5	19
規	311007	100.0	13.8	13.8	4.3	20.2	14.9	1.1	19.1	3.2	5.3	20.2
模	101~300人	94	22	11	8	14	13	1	17	1	2	22
別	1013007	100.0	23.4	11.7	8.5	14.9	13.8	1.1	18.1	1.1	2.1	23.4
	301人以上	27	10	9	5	7	5	0	6	1	6	10
	301 / M.T.	100.0	37.0	33.3	18.5	25.9	18.5	0.0	22.2	3.7	22.2	37.0

		全体	ていない特に法定外の支援策は行っ	無回答
全(*	367	4	22
± 1	Ψ	100.0	1.1	6.0
	29人以下	40	0	6
	23人以 [-	100.0	0.0	15.0
従	30~50人	99	2	6
業	30~30人	100.0	2.0	6.1
業 員 規	51~100人	94	0	1
規	31.4.100%	100.0	0.0	1.1
模	101~300人	94	2	6
別	101 - 300/	100.0	2.1	6.4
	301人以上	27	0	2
	3017XX	100.0	0.0	7.4

■両立支援制度の整備状況等(拡充したいと思うもの)×従業員規模

【休業制度】

		全体	休業制度 法定(*1)を超える	看護休暇制度 法定(*2)を超える子	単位での取得有給休暇の半日単位	暇制度不妊治療に関する休	その他
			る 育 児	る 子 の	や 時 間	業 • 休	
全位	*	367 100.0	74 20.2	82 22.3	59 16.1	130 35.4	10 2.7
	29人以下	40	10	9	11	18	2
従	30~50人	100.0 99	25.0 20	22.5 22	27.5 15	45.0 35	2
従業員規		100.0 94	20.2 24	22.2 29	15.2 13	35.4 41	2.0 3
	51~100人	100.0	25.5	30.9	13.8	43.6	3.2
模 別	101~300人	94	15	17	16	25	3
		100.0 27	16.0 3	18.1 3	17.0 3	26.6	3.2 0
	301人以上	100.0	3 11.1	11.1	3 11.1	25.9	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

【勤務時間】

		体	間勤務制度法定(*3)を超える」	フレックスタイム制度	繰下げ 始業・終業時刻の繰上が	の免除で中の従業員の所定外が法定(*4)を超えるで	勤務間インターバル	テレワーク	得促進 縮減及び年次有給休暇 が定外労働時間の積極は	な勤務時間制度 妊産婦が利用できる弾・	その他
					業時	業 4 昌 ₎		ク			
			を	1	刻	のを	- 1		有間	度で	
			超 え			所超 定え				さ る	
				度		外 る 労 子			暇極 の的		
			应 時		•	動育			取な	的	
全(367	95		121	86		107	129		8
		100.0	25.9	34.6	33.0	23.4		29.2	35.1	29.4	2.2
	29人以下	40	15			12		10	17		0
		100.0	37.5	35.0	35.0	30.0	30.0	25.0	42.5	37.5	0.0
従	30~50人	99	29	38	38	27		28	34		2
業		100.0	29.3	38.4	38.4	27.3	28.3	28.3	34.3	26.3	2.0
従業員規模	51~100人	94	30	30	33	25	35	33	36	35	5
規	01 100%	100.0	31.9	31.9	35.1	26.6	37.2	35.1	38.3	37.2	5.3
模別	101~300人	94	15	35	29	16	33	29	32	24	1
ניל		100.0	16.0	37.2	30.9	17.0	35.1	30.9	34.0	25.5	1.1
	301人以上	27	4	7	5	3	7	5	9	3	0
	55.7XXI	100.0	14.8	25.9	18.5	11.1	25.9	18.5	33.3	11.1	0.0

^(*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。

^(*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。

^(*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。

^(*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

【経済的援助】

		全体	手当の支給企業独自の家族手当や児童	手当の支給産休や育児休業中の賃金や	金の支給出産祝・入学金などの一時	育児サービス費用の補助	度度・教育に関する貸付制	不妊治療費用の補助	その他
全(*	367 100.0	66 18.0	69 18.8	64 17.4	95 25.9	94 25.6		9 2.5
		40	8	8	10	12	10		1
	29人以下	100.0	20.0	20.0	25.0	30.0	25.0	22.5	2.5
従	30~50人	99	22	22	17	25	25	22	2
業	30 - 30%	100.0	22.2	22.2	17.2	25.3	25.3	22.2	2.0
従業員規	51~100人	94	19	21	19	31	32	29	4
	01 1007	100.0	20.2	22.3	20.2	33.0	34.0	30.9	4.3
模	101~300人	94	15	14	15	22	23	19	2
別	101 0007	100.0	16.0	14.9	16.0	23.4	24.5	20.2	2.1
	301人以上	27	1	1	1	3	2	2	0
	00.7 <u>%</u> ±	100.0	3.7	3.7	3.7	11.1	7.4	7.4	0.0

【保育】

		全体	事業所内託児所の設置	提供外部の育児サービス情報の	やの他
全体	‡	367 100.0	89 24.3	85 23.2	7 1.9
	T		***************************************		
	29人以下	40	8	8	0
		100.0	20.0	20.0	0.0
従	30~50人	99	23	23	2
業	337	100.0	23.2	23.2	2.0
従業員規	51~100人	94	29	32	4
規	31 - 100%	100.0	30.9	34.0	4.3
模	101~300人	94	23	17	1
別	101 - 3007	100.0	24.5	18.1	1.1
	301人以上	27	3	3	0
	001781	100.0	11.1	11.1	0.0

【人事労務上の配慮】

		全	へ育	地子	継育	員 出	の員出	の育	健	そ	修や子	制	無
		全 体	の児	へど	続 児	の産	再の産	対児	康	の	会従育	度	回 答
			代休	のも	の休	正・	雇嘱・	応と	経	他	等業て	の	答
			替 業	配が	た業	社 育	用託育	介	営		の員支	内	
			職取	慮い	め復	員 児	・児	護			実の援	容	
			員得	る	の帰	とで	契で	の			施理に	`	
			の者	従	支後	し退	約退	ダ ブ			解関	手	
			確が	業 員	援の	て職	社 職				をす	続	
			保い		策キ	のし	員し	ル			深る	き	
			る	の	ヤ	再た	とた	ケ			め管	စ	
			職	勤	IJ	雇従	し従	ア			る理	周	
			場	務	ア	用業	て業	^			研職	知	
全体	k	367	116	86	107	128	120	84	105	11	105	97	69
		100.0	31.6	23.4	29.2	34.9	32.7	22.9	28.6	3.0	28.6	26.4	18.8
	29人以下	40	8	8	10	13	13	10	9	1	8	7	6
	20// 1	100.0	20.0	20.0	25.0	32.5	32.5	25.0	22.5	2.5	20.0	17.5	15.0
従	30~50人	99	39	24	30	38	34	22	25	3	25	29	19
業	3030%	100.0	39.4	24.2	30.3	38.4	34.3	22.2	25.3	3.0	25.3	29.3	19.2
従業員規模	51~100人	94	38	27	34	42	35	28	32	6	34	33	18
規	31.9100	100.0	40.4	28.7	36.2	44.7	37.2	29.8	34.0	6.4	36.2	35.1	19.1
	101200	94	26	22	27	27	29	18	26	1	29	19	15
別	101~300人	100.0	27.7	23.4	28.7	28.7	30.9	19.1	27.7	1.1	30.9	20.2	16.0
	201 LN F	27	2	2	3	4	5	3	9	0	4	4	7
	301人以上	100.0	7.4	7.4	11.1	14.8	18.5	11.1	33.3	0.0	14.8	14.8	25.9

■両立支援に取り組むうえでの課題×従業員規模

		全 体	コストが増大する両立支援制度の導入に伴い	代替要員の確保が難しい	い部署があるは一人あたりの業務量が多日常的に労働時間が長い又	意識が低い両立支援に関する管理職の	員の意識が低い両立支援に関する一般従業	が生じるない従業員との間で不公平子育て中の従業員とそうで	る 間りの従業員に負担がかか 両立支援制度を利用すると	は好ましくない他社と比較し突出すること	全社的に休暇取得率が低い	その他	無回答
全体	‡	367 100.0	54 14.7	263 71.7	66 18.0	34 9.3	35 9.5		144 39.2	7 1.9	40 10.9	7 1.9	22 6.0
	29人以下	40 100.0	5 12.5	31 77.5	6 15.0	2 5.0	3 7.5	6	17 42.5	1 2.5	5 12.5	0	4
従業	30~50人	99 100.0	14 14.1	66 66.7	17 17.2	11 11.1	9 9.1	32 32.3	38 38.4	2 2.0	11 11.1	4 4.0	7 7.1
従業員規模別	51~100人	94 100.0	18 19.1	71 75.5	14 14.9	7 7.4	8 8.5		40 42.6	2 2.1	9 9.6	1 1.1	5 5.3
模 別	101~300人	94 100.0	7 7.4	68 72.3	22 23.4	11 11.7	10 10.6		35 37.2	1 1.1	9 9.6	1 1.1	3 3.2
	301人以上	27 100.0	5 18.5	20 74.1	6 22.2	2 7.4	4 14.8	10 37.0	10 37.0	0 0.0	4 14.8	1 3.7	1 3.7

■5年前と比較した働き方改革の推進状況×従業員規模

		全 体	0 点	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	6 点	7 点	8 点	9 点	1 0 点	無回答
全体	<u> </u>	367	8	14	19	46	8	95	69	48	25		8	6
		100.0	2.2	3.8	5.2	12.5	7.1	25.9	18.8	13.1	6.8	0.8	2.2	1.6
	29人以下	40	1	2	6	4	2	9	10	4	2	0	0	0
	29人以下	100.0	2.5	5.0	15.0	10.0	5.0	22.5	25.0	10.0	5.0	0.0	0.0	0.0
従	30~50人	99	1	4	5	15	8	22	20	8	8	1	4	3
業	3030%	100.0	1.0	4.0	5.1	15.2	8.1	22.2	20.2	8.1	8.1	1.0	4.0	3.0
従業員規	51~100人	94	4	3	3	14	8	25	11	15	6	2	2	1
	51-100%	100.0	4.3	3.2	3.2	14.9	8.5	26.6	11.7	16.0	6.4	2.1	2.1	1.1
模	101~300人	94	1	4	4	11	5	27	20	15	6	0	1	0
別	101300	100.0	1.1	4.3	4.3	11.7	5.3	28.7	21.3	16.0	6.4	0.0	1.1	0.0
	301 k til F	27	1	0	1	1	1	8	7	5	2	0	0	1
	301人以上	100.0	3.7	0.0	3.7	3.7	3.7	29.6	25.9	18.5	7.4	0.0	0.0	3.7

■働き方改革の取組みによる効果×従業員規模

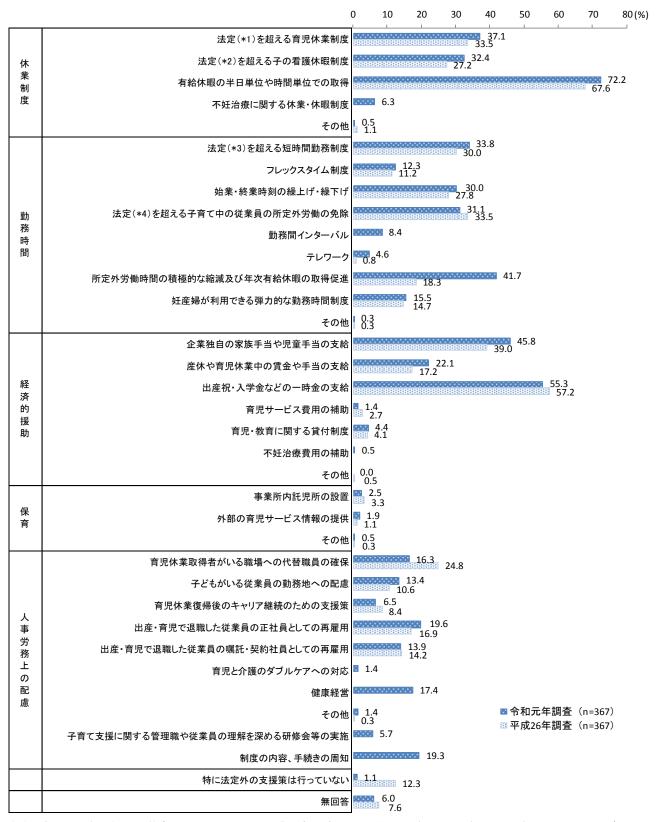
		全 体	従業員の満足度が上がった	長時間労働が抑制できた	するリスクが減った従業員の心身の健康に起因	うになった女性の能力を活用できるよ	上につながった業務の効率化や生産性の向	従業員の意欲が向上した	つながった人件費などのコスト削減に	につながった企業イメージや評価の向上	きるようになった多様(優秀)人材確保がで	がよくなった社内の雰囲気(人間関係)	ベーションが起きた従業員の視野が広がりイノ	その他	無回答
全位		367 100.0	75 20.4	150 40.9	1 1	40 10.9	67 18.3	42 11.4	48 13.1	40 10.9	18 4.9	28 7.6	8 2.2	35 9.5	52 14.2
		40	15	16		10.9	10.3	7	7	***************************************	4.9	7.0	2.2	9.5	14.2
	29人以下	100.0	37.5	40.0	17.5	15.0	12.5	17.5	17.5	12.5	2.5	15.0	5.0	5.0	10.0
従	30~50人	99	22	39	20	8	21	7	11	8	3	7	3	8	18
従業		100.0	22.2	39.4	20.2	8.1	21.2	7.1	11.1	8.1	3.0	7.1	3.0	8.1	18.2
員 規 模 別	51~100人	94	17	37	11	9	19	12	7	12	9	8	3	10	13
規	01 100%	100.0	18.1	39.4	11.7	9.6	20.2	12.8	7.4	12.8	9.6	8.5	3.2	10.6	
模	101~300人	94	13	37	15	9	11	9	16	11	4	2	0	11	13
251]	101 0007	100.0	13.8	39.4	16.0	9.6	11.7	9.6	17.0	11.7	4.3	2.1	0.0	11.7	13.8
	301人以上	27	6	17	4	5	8	6	7	3	1	2	0	2	1
	0017/24	100.0	22.2	63.0	14.8	18.5	29.6	22.2	25.9	11.1	3.7	7.4	0.0	7.4	3.7

■テレワークの推進にあたり行政に望むこと×従業員規模

		全体	導入にかかる経費の助成	オフィスの設置共同利用できるサテライト	機運醸成テレワークの普及に向けた	その他	進める必要はない	無回答
全位	*	367 100.0	133 36.2	38 10.4	90 24.5	30 8.2	89 24.3	1
	29人以下	40 100.0	13 32.5	2 5.0	13 32.5	3 7.5	8 20.0	6
従業	30~50人	99 100.0	38 38.4	7 7.1	18 18.2	6 6.1	28 28.3	15 15.2
員規	51~100人	94	31 33.0	8 8.5	23 24.5	9.6	30 31.9	10
模別	101~300人	94	38	15	29	8	19	9
נימ		100.0	40.4	16.0	30.9	8.5	20.2	
	301人以上	27 100.0	10 37.0	4 14.8	6 22.2	2 7.4	2 7.4	8 29.6

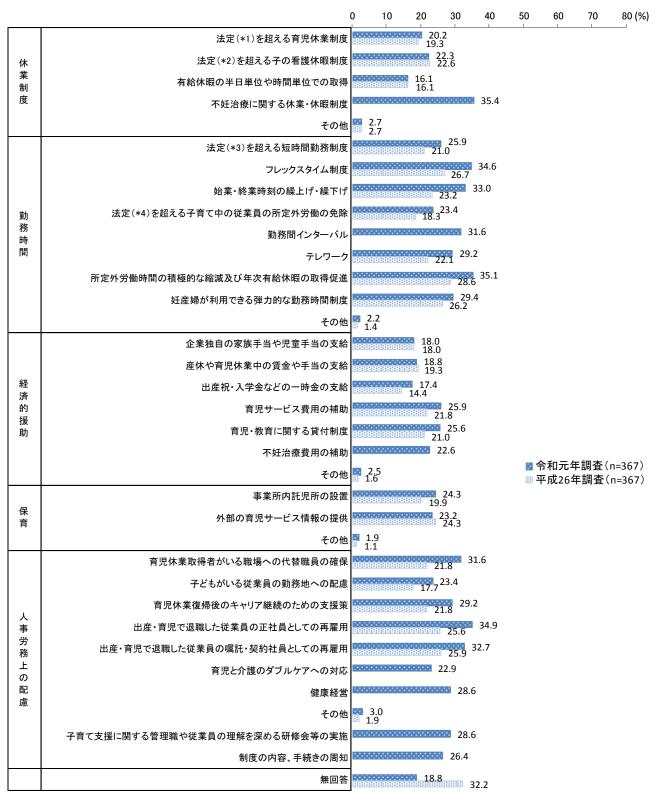
【経年比較】

■両立支援のための「制度がある」



- (*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。
- (*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。
- (*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。
- (*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

■両立支援のために今後「拡充したいと思う」



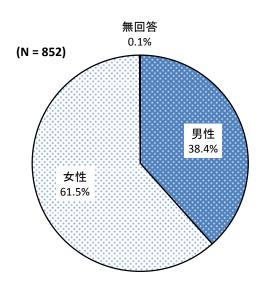
- (*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。
- (*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。
- (*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。
- (*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

従業員向け調査

【問1. あなた自身のことについて】

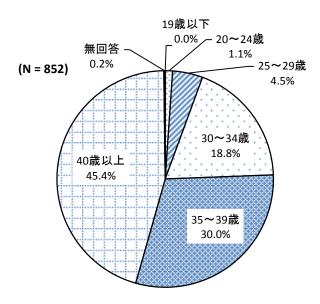
(1) あなたの性別を、選んでください。

「男性」が38.4%、「女性」が61.5%となっている。



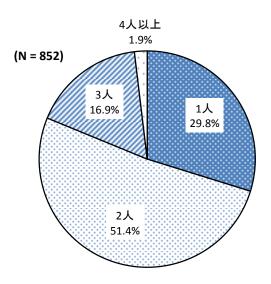
(2) あなたの年齢を、選んでください。

「40 歳以上」が 45.4%と最も多く、次いで「35~39 歳」が 30.0%、「25~29 歳」が 18.8%となっている。



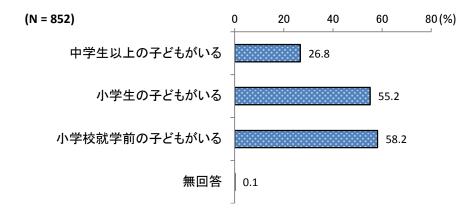
(3) あなたのお子さんの人数を、選んでください。

「2人」が51.4%と最も多く、次いで「1人」が29.8%、「3人」が16.9%となっている。



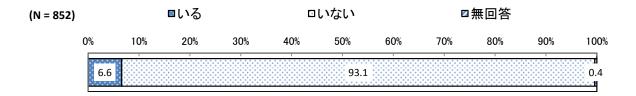
(4) あなたのお子さんの年齢について、あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

「小学校就学前の子どもがいる」が 58.2%と最も多く、次いで「小学生の子どもがいる」が 55.2%、「中学生以上の子どもがいる」が 26.8%となっている。

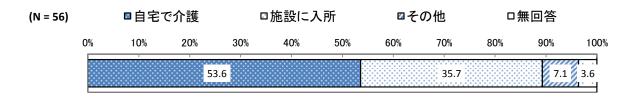


(5) あなたには介護をしなければならない方(要介護者)がいますか。あてはまるものを1つ選んでください。1を回答された場合、どこで介護をされているかもお答えください。

「いる」が6.6%、「いない」が93.1%となっている。

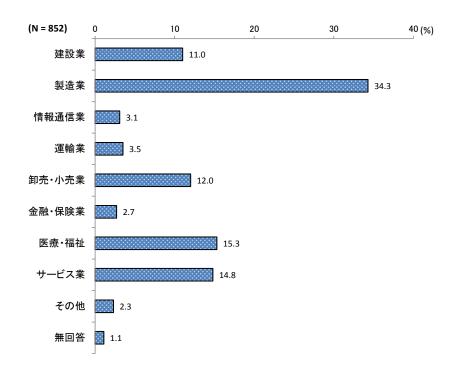


要介護者がいると回答された方に、どこで介護をされているかを尋ねたところ、「自宅で介護」が53.6%と最も多く、次いで「施設に入所」が35.7%、「その他」が7.1%となっている。



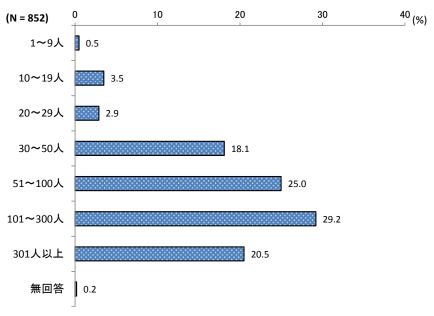
(6) あなたが勤務する企業の主業種について、あてはまるものを1つ選んでください。

「製造業」が 34.3%と最も多く、次いで「医療・福祉」が 15.3%、「サービス業」が 14.8%となっている。



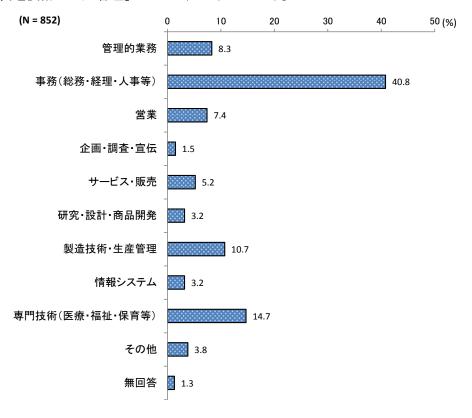
(7) あなたが勤務する企業の全体の従業員数 (常時雇用する(※)従業員数 (パート・アルバイトも 含む) をいう。) について、あてはまるものを<u>1つ</u>選んでください。

「101~300人」が29.2%と最も多く、次いで「51~100人」が25.0%、「301人以上」が20.5%となっている。



(8) あなたの職種について、あてはまるものを1つ選んでください。

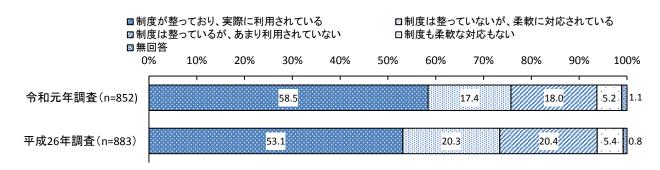
「事務(総務・経理・人事等)」が 40.8%と最も多く、次いで「専門技術(医療・福祉・保育等)」が 14.7%、「製造技術・生産管理」が 10.7%となっている。



【問2.企業・職場の仕事と子育ての両立支援について】

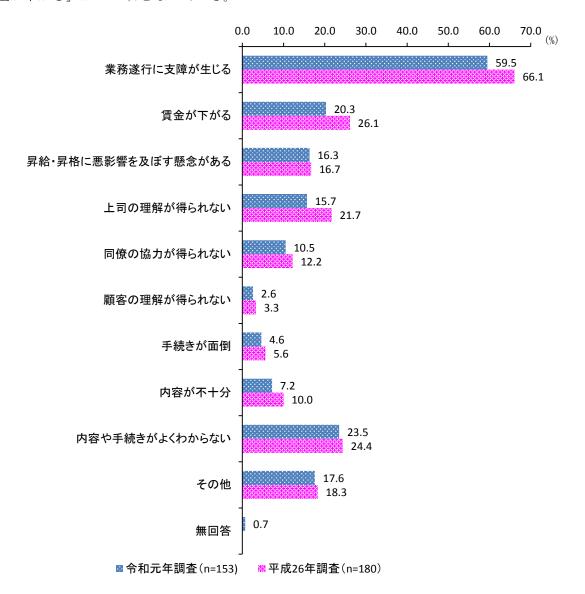
(1) あなたが勤務する企業における、仕事と子育ての両立がしやすい制度(育児休業制度、子育て中の短時間勤務制度など)の整備及び運用の現状について、あてはまるものを<u>1つ</u>選んでください。

「制度が整っており、実際に利用されている」が 58.5%と最も多く、次いで「制度は整っているが、あまり利用されていない」が 18.0%、「制度は整っていないが、柔軟に対応されている」が 17.4%となっている。



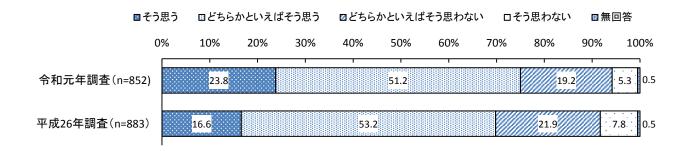
(2)(1)で「3.制度は整っているが、あまり利用されていない」と回答された方にお尋ねします。 あまり利用されていない理由は何だと思いますか。あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

「業務遂行に支障が生じる」が 59.5% と最も多く、次いで「内容や手続きがよくわからない」が 23.5%、「賃金が下がる」が 20.3% となっている。



(3) あなたの職場は仕事と子育ての両立がしやすいと思いますか。あてはまるものを10選んでください。

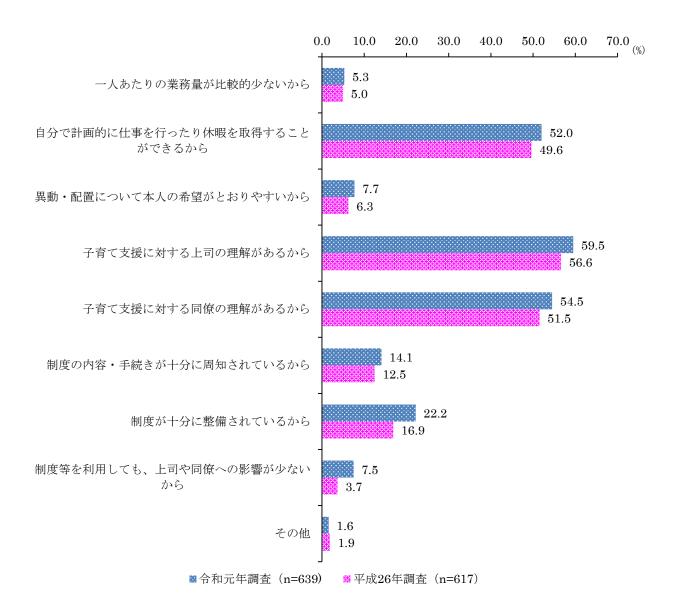
「どちらかといえばそう思う」が 51.2%と最も多く、次いで「そう思う」が 23.8%、「どちらかといえばそう思わない」が 19.2%となっている。



(4) (3) で「1. そう思う」または「2. どちらかといえばそう思う」と回答された方にお尋ねします。

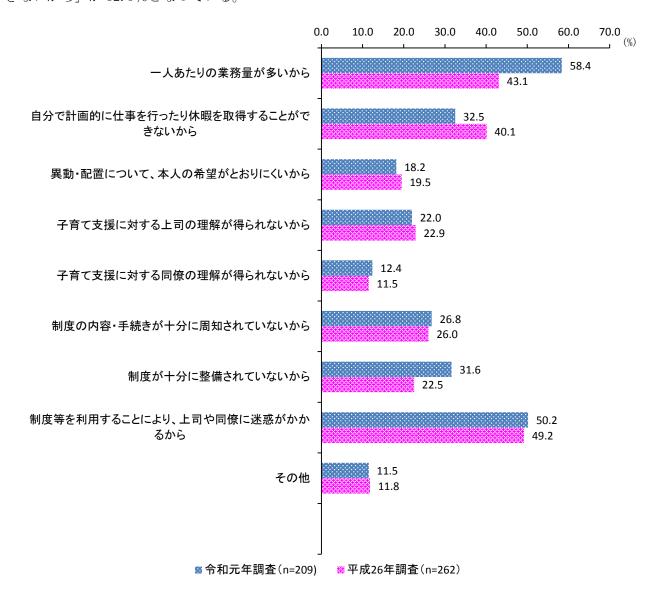
なぜそう思うのか、あてはまるものをすべて選んでください。

「子育て支援に対する上司の理解があるから」が59.5%と最も多く、次いで「子育て支援に対する同僚の理解があるから」が54.5%、「自分で計画的に仕事を行ったり休暇を取得することができるから」が52.0%となっている。



(5)(3)で「3. どちらかといえばそう思わない」または「4. そう思わない」と回答された方にお尋ねします。 なぜそう思うのか、あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

「一人あたりの業務量が多いから」が 58.4%と最も多く、次いで「制度等を利用することにより、 上司や同僚に迷惑がかかるから」が 50.2%、「自分で計画的に仕事を行ったり休暇を取得することがで きないから」が 32.5%となっている。

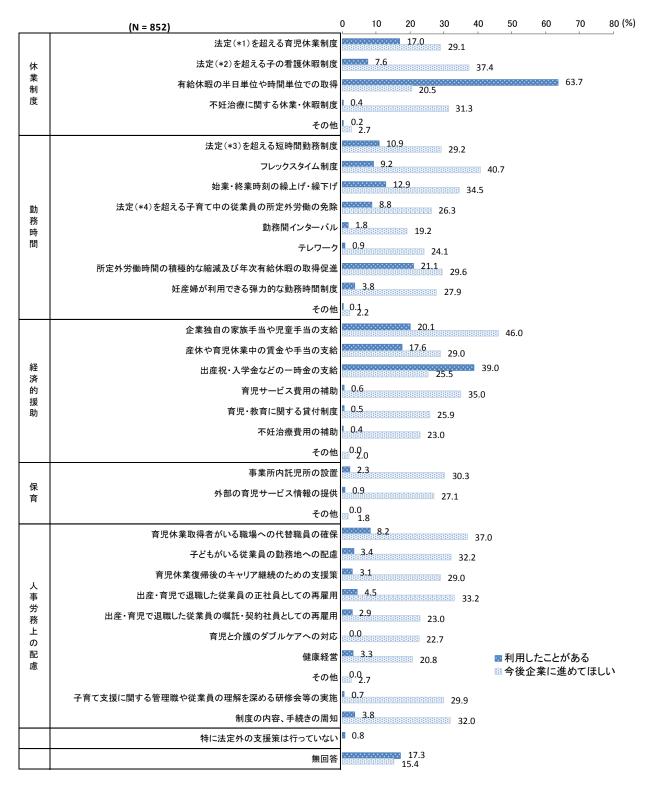


(6) あなたがお勤めになっている企業の仕事と子育ての両立支援策について、①利用したことがあるもの、②今後企業に進めてほしいもの、それぞれにあてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。

①利用したことがあるものでは、「有給休暇の半日単位や時間単位での取得」が 63.7%と最も多く、次いで「出産祝・入学金などの一時金の支給」が 39.0%、「所定外労働時間の積極的な縮減及び年次有給休暇の取得促進」が 21.1%となっている。

②今後企業に進めてほしいものでは、「企業独自の家族手当や児童手当の支給」が46.0%と最も多く、次いで「フレックスタイム制度」が40.7%、「法定(*2)を超える子の看護休暇制度」が37.4%となっている。

(グラフは次頁に掲載。)

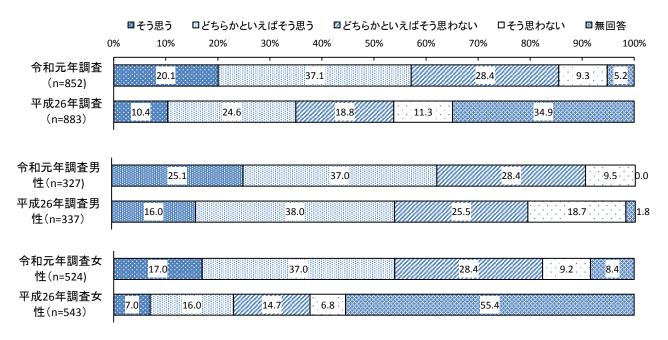


- (*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。
- (*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。
- (*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。
- (*4) 事業主は、3 歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

【問3. 男性の育児休業について】

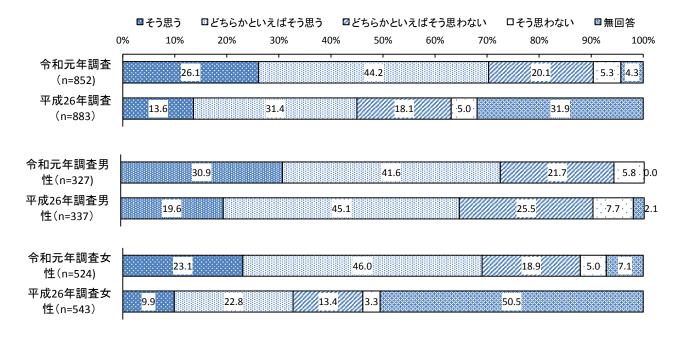
(1) 男性の方は、育児休業を取得したい(女性の方は、配偶者に育児休業を取得して欲しい)と 思いますか(または、思いましたか)。あてはまるものを1つ選んでください。

「どちらかといえばそう思う」が 37.1%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が 28.4%、「そう思う」が 20.1%となっている。



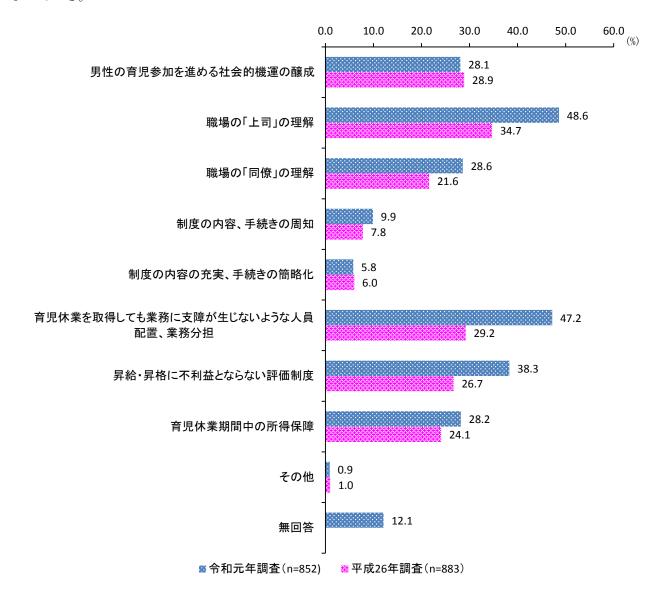
(2) 男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進するべきだと思いますか。あてはまるものを<u>1つ</u>選んでください。

「どちらかといえばそう思う」が 44.2%と最も多く、次いで「そう思う」が 26.1%、「どちらかといえばそう思わない」が 20.1%となっている。



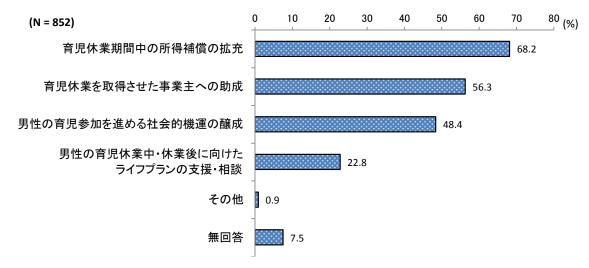
(3) 男性の育児休業取得を促進するために、あなたの勤め先の企業で特に重要だと思うものは何ですか。あてはまるものを<u>3つ以内で</u>選んでください。

「職場の『上司』の理解」が48.6%と最も多く、次いで「育児休業を取得しても業務に支障が生じないような人員配置、業務分担」が47.2%、「昇給・昇格に不利益とならない評価制度」が38.3%となっている。



(4) 男性の育児休業取得を促進するために、国や県に特に望むことについて、あてはまるものを すべて選んでください。

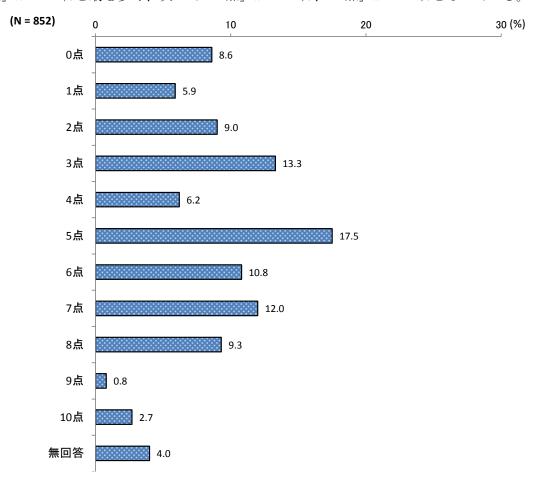
「育児休業期間中の所得補償の拡充」が 68.2%と最も多く、次いで「育児休業を取得させた事業主への助成」が 56.3%、「男性の育児参加を進める社会的機運の醸成」が 48.4%となっている。



【問4. 働き方改革の推進状況について】

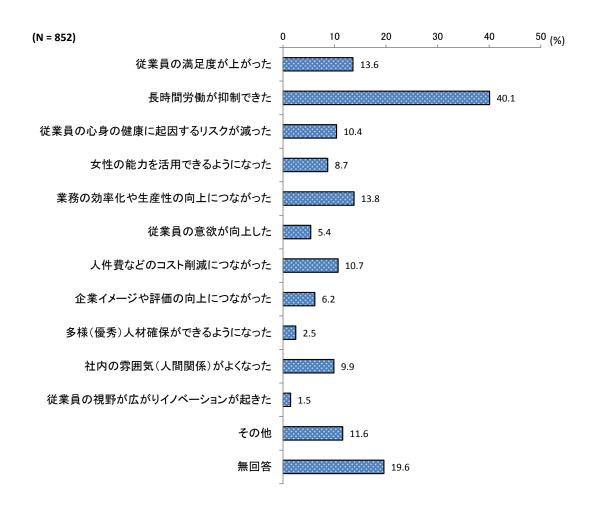
(1) あなたがお勤めになっている企業において、5年前と比較し、働き方改革はどの程度進んだと思いますか。0~10点で評価してください。

「5点」が17.5%と最も多く、次いで「3点」が13.3%、「7点」が12.0%となっている。



(2) あなたの勤務先の企業では、働き方改革の取組みによりどのような効果が出ていると思いますか。あてはまるものを<u>すべて</u>選んでください。(詳しくわからない場合は、あなたの印象でも結構です。)

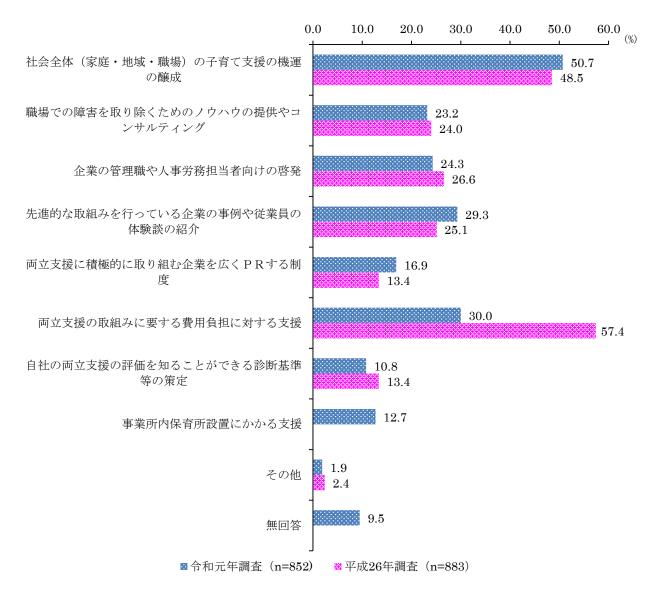
「長時間労働が抑制できた」が 40.1%と最も多く、次いで「業務の効率化や生産性の向上につながった」が 13.8%、「従業員の満足度が上がった」が 13.6%となっている。



【問5. 行政への要望について】

職場における仕事と子育ての両立支援を進めるにあたって、国や県に望むことについて、あてはまるものをすべて選んでください。

「社会全体(家庭・地域・職場)の子育て支援の機運の醸成」が50.7%と最も多く、次いで「両立支援の取組みに要する費用負担に対する支援」が30.0%、「先進的な取組みを行っている企業の事例や従業員の体験談の紹介」が29.3%となっている。



【従業員規模別とのクロス集計】

■両立支援制度の利用状況等(利用したことがあるもの)×従業員規模

【休業制度】

		全	休法	看 法	単有	暇不	そ
		体	業 定	護定	位 給	制妊	の
			制へ	休へ	で休	度治	他
			度 *	暇 *	の暇	療	
			1	制 2	取の	に	
			\smile	度〜	得 半	関	
			を	を	日	関 す る	
			超	超	単	る	
			を超える	え	位	休 業	
			る	超える子	ゃ	業	
			育		時		
			児	の	間	休	
全位	k	852	145	65	543	3	2
r		100.0	17.0	7.6	63.7	0.4	0.2
	29人以下	59	13	4	23	0	0
	207/01	100.0	22.0	6.8	39.0	0.0	0.0
従勤	30~50人	154	27	11	95	0	1
業者	3030%	100.0	17.5	7.1	61.7	0.0	0.6
員。	51~100人	213	33	14	131	2	0
規心	31791007	100.0	15.5	6.6	61.5	0.9	0.0
従業員規模別勤務する企業の	101~300人	249	37	19	164	1	0
別の	101 3007	100.0	14.9	7.6	65.9	0.4	0.0
		175	35	17	128	0	1
	301人以上		20.0	9.7	73.1	0.0	0.6

【勤務時間】

		全体	間勤務制度 法定(*3)を超える短時	フレックスタイム制度	繰下げ始業・終業時刻の繰上げ・	の免除て中の従業員の所定外労働法定(*4)を超える子育	勤務間インターバル	テレワーク	得促進縮減及び年次有給休暇の取所定外労働時間の積極的な	な勤務時間制度妊産婦が利用できる弾力的	その他
全体	k	852 100.0	93 10.9	78 9.2	110 12.9	75 8.8	15 1.8	8 0.9	180 21.1	32 3.8	1 0.1
	29人以下	59 100.0	3	2 3.4	5	5 8.5	1 1.7	1 1.7	12 20.3	0	0
従 業 強 業	30~50人	154 100.0	13	2 1.3	18 11.7	13 8.4	3 1.9	2	27 17.5	8	0 0.0
員規する企	51~100人	213 100.0	3	10 4.7	31 14.6	13 6.1	1 0.5	1 0.5	42 19.7	9	1 0.5
従業員規模別勤務する企業の	101~300人	249 100.0	25 10.0	25 10.0	31 12.4	25 10.0	5 2.0	1 0.4	50 20.1		0 0.0
	301人以上	175 100.0		38 21.7	24 13.7	19 10.9	5 2.9	3	49 28.0	6	0

^(*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。

^(*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。

^(*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。

^(*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。

【経済的援助】

		全体	手当の支給企業独自の家族手当や児童	手当の支給産休や育児休業中の賃金や	金の支給出産祝・入学金などの一時	ど)の補助シッター や託児所の料金な育児サービス費用(ベビー	度の一教育に関する貸付制	不妊治療費用の補助	その他
全位	k	852	171	150	332	5	4	3	0
	*	100.0	20.1	17.6	39.0	0.6	0.5	0.4	0.0
	29人以下	59	8	7	16	0	0	0	0
	20/2/	100.0	13.6	11.9	27.1	0.0	0.0	0.0	0.0
従 数 業務	30~50人	154	27	25	48	0	2	0	0
業務	30.~30人	100.0	17.5	16.2	31.2	0.0	1.3	0.0	0.0
員で	51~100人	213	34	35	80	1	0	0	0
規念	51~100人	100.0	16.0	16.4	37.6	0.5	0.0	0.0	0.0
従業員規模別勤務する企業の	101~300人	249	56	40	100	2	1	1	0
別の	101300人	100.0	22.5	16.1	40.2	0.8	0.4	0.4	0.0
	301人以上	175	45	42	87	2	1	2	0
	001八以上	100.0	25.7	24.0	49.7	1.1	0.6	1.1	0.0

【保育】

		全体	事業所内託児所の設置	ビスなど)の提供(時間外や休日の保育サー(部の育児サービス情報	その他
全体	<u> </u>	852	20	8	0
<u> </u>		100.0	2.3	0.9	0.0
	29人以下	59	0	0	0
	20// 1	100.0	0.0	0.0	0.0
従 勤	30~50人	154	4	3	0
灰 務 業 士	3030%	100.0	2.6	1.9	0.0
乗 する	51~100人	213	1	1	0
従業員規模別勤務する企業の	01 - 100/	100.0	0.5	0.5	0.0
グ模別の	101~300人	249	7	1	0
別の	101300	100.0	2.8	0.4	0.0
	301 k til F	175	8	3	0
	301人以上	100.0	4.6	1.7	0.0

【人事労務上の配慮】

		全体	への代替職員の確保育児休業取得者がいる職場	ど)地への配慮(転勤免除な子どもがいる従業員の勤務	継続のための支援策育児休業復帰後のキャリア	員の正社員としての再雇用出産・育児で退職した従業	の再雇用といれ員としては強いた従業とはない。	の対応育児と介護のダブルケアへ	健康経営	その他	修会等の実施や従業員の理解を深める研子育て支援に関する管理職	制度の内容、手続きの周知
全位	‡	852 100.0	70 8.2	29 3.4	26 3.1	38 4.5	25 2.9	0.0	28 3.3	0.0	6 0.7	32 3.8
	29人以下	59 100.0	4 6.8	1 1.7	1 1.7	2 3.4	1 1.7	0.0	2 3.4	0.0	0	2 3.4
従 務	30~50人	154 100.0	9 5.8	8 5.2	2 1.3	15 9.7	8 5.2	0 0.0	5 3.2	0 0.0	2 1.3	2 1.3
従業員規模別勤務する企業の	51~100人	213 100.0	21 9.9	9 4.2	6 2.8	13 6.1	9 4.2	0 0.0	7 3.3	0 0.0	1 0.5	7 3.3
模別の	101~300人	249 100.0	20 8.0	4 1.6	6 2.4	4 1.6	4 1.6	0 0.0	6 2.4	0 0.0	3 1.2	10 4.0
	301人以上	175 100.0	16 9.1	7 4.0	11 6.3	4 2.3	2 1.1	0 0.0	8 4.6	0 0.0	0 0.0	11 6.3

		全体	ていない特に法定外の支援策は行っ	無回答
全位	k	852	7	147
		100.0	0.8	17.3
	29人以下	59	0	22
	20//2/	100.0	0.0	37.3
従勤	30~50人	154	3	31
業者	3030%	100.0	1.9	20.1
員る	51~100人	213	3	37
規心	31.4.1007	100.0	1.4	17.4
従業員規模別野務する企業の	101~300人	249	0	45
別の	1013007	100.0	0.0	18.1
	004 LIN F	175	1	12
	301人以上	100.0	0.6	6.9

■両立支援制度の利用状況等(今後企業に進めてほしいもの)×従業員規模

【休業制度】

		全	休 法	看 法	単有	暇不	そ
		体	業 定	護定	位 給	制妊	の
			制へ	休へ	で休	度治	他
			度 *	暇 *	の暇	療	
			1	制 2	取の	に	
			Ų.	度〜	得 半	関	
			を	を	日	す	
			超	超	単	る	
			を超える	超 え る	位	休	
				<u>る</u>	ゃ	業	
			育	子	時		
			児	の	間	休	
全位	k	852	248	319	175	267	23
_ r	r·	100.0	29.1	37.4	20.5	31.3	2.7
	29人以下	59	19	22	18	14	2
	20/201	100.0	32.2	37.3	30.5	23.7	3.4
従 勤 従 務	30~50人	154	54	74	30	50	5
業が	00 00%	100.0	35.1	48.1	19.5	32.5	3.2
従業員規模	51~100人	213	65	82	45	65	7
規企	31 - 100	100.0	30.5	38.5	21.1	30.5	3.3
成 企 模 業	101~300人	249	69	86	51	80	6
別の	101 0007	100.0	27.7	34.5	20.5	32.1	2.4
	301人以上	175	40	54	31	57	3
	001///	100.0	22.9	30.9	17.7	32.6	1.7

【勤務時間】

		体	間勤務制度 法定(*3)を超える短時	フレックスタイム制度	繰下げ始業・終業時刻の繰上げ・	の免除 て中の従業員の所定外労働法定(*4)を超える子育	勤務間インターバル	テレワーク	得促進 縮減及び年次有給休暇の取 所定外労働時間の積極的な	な勤務時間制度妊産婦が利用できる弾力的	その他
全位	‡	852 100.0	249 29.2	347 40.7	294 34.5	224 26.3	164 19.2	205 24.1	252 29.6	238 27.9	19 2.2
	29人以下	59 100.0	15 25.4	19 32.2	15 25.4	17 28.8	9 15.3	10 16.9	18 30.5	17	0 0.0
従 業 務	30~50人	154 100.0	52 33.8	67 43.5	62 40.3	44 28.6	34		47 30.5	43	4
員規する企	51~100人	213 100.0	69 32.4	89 41.8	82 38.5	69 32.4	47 22.1	47 22.1	65 30.5		7 3.3
従業員規模別勤務する企業の	101~300人	249 100.0	64 25.7	101 40.6	77 30.9	56 22.5	42 16.9	56 22.5	70 28.1		5
	301人以上	175 100.0	48 27.4	70 40.0	57 32.6	36 20.6	30 17.1	56 32.0	51 29.1	45 25.7	3

【経済的援助】

		全体	手当の支給企業独自の家族手当や児童	手当の支給産休や育児休業中の賃金や	金の支給出産祝・入学金などの一時	ど)の補助シッター や託児所の料金な育児サー ビス費用(ベビー	度の一般ででいます。	不妊治療費用の補助	その他
全位	*	852 100.0	392 46.0	247 29.0	217 25.5	298 35.0	221 25.9	196 23.0	17 2.0
		59	28	18	14	14	12	13	2.0
	29人以下	100.0	47.5	30.5	23.7	23.7	20.3	22.0	3.4
従業員	30~50人	154	76	52	47	63	49	43	3
業者	3030%	100.0	49.4	33.8	30.5	40.9	31.8	27.9	1.9
員る	51~100人	213	99	66	55	67	54	51	6
規企	01 1007	100.0	46.5	31.0	25.8	31.5	25.4	23.9	2.8
従業員規模別期務する企業の	101~300人	249	109	77	57	84	65	59	5
^{か]} の	101 0007	100.0	43.8	30.9	22.9	33.7	26.1	23.7	2.0
I	301人以上	175	79	33	43	68	40	29	1
	551,722	100.0	45.1	18.9	24.6	38.9	22.9	16.6	0.6

【保育】

		全体	事業所内託児所の設置	ビスなど)の提供(時間外や休日の保育サー(おの育児サービス情報	やのや
全 体		852	258	231	15
± 14		100.0	30.3	27.1	1.8
	29人以下	59	12	11	2
	207/01	100.0	20.3	18.6	3.4
従勤	30~50人	154	39	37	2
業者	30 - 30 /	100.0	25.3	24.0	1.3
未員相	51~100人	213	65	54	6
規企	011007	100.0	30.5	25.4	2.8
従業員規模別勤務する企業の	101~300人	249	81	70	1
別の	1017-3007	100.0	32.5	28.1	0.4
	301人以上	175	59	57	4
	301人以上	100.0	33.7	32.6	2.3

【人事労務上の配慮】

		全	へ育	ど地子	継育	員 出	の員出	の育	健	そ	修や子	制	無
		全 体	の児	しへど	続 児	の産	再の産	対児	康	の	会従育	度	回 答
			代休	のも	の休	正・	雇嘱・	応と	経	他	等業て	の	答
			替 業	配が	た業	社 育	用託育	介	営		の員支	内	
			職 取	慮い	め復	員 児	・児	護 の			実の援	容	
			員得	<u></u> ~ る	の帰	とで	契で	の			施理に	`	
			の者	転 従	支 後	し退	約退	ダ ブ			解関	手	
			確が	勤業	援の	て職	社 職				をす 深る	続	
			保い	免員	策キ	のし	員し	ル			深る	き	
			る	除の	ヤ	再た	とた	ケ			め管	の	
			職	な勤	IJ	雇従	し従	ア			る理	周	
			場	務	ア	用業	て業	^			研職	知	
全 体		852	315	274	247	283	196	193	177	23	255	273	131
PT		100.0	37.0	32.2	29.0	33.2	23.0	22.7	20.8	2.7	29.9	32.0	15.4
	29人以下	59	17	14	10	14	13	12	9	3	13	20	11
		100.0	28.8	23.7	16.9	23.7	22.0	20.3	15.3	5.1	22.0	33.9	18.6
() ()	30~50人	154	61	43	57	56	40	43	34	5	47	56	29
業者	30 - 30 /	100.0	39.6	27.9	37.0	36.4	26.0	27.9	22.1	3.2	30.5	36.4	18.8
員っ	51~100人	213	86	59	53	64	46	47	45	8	60	69	33
従業員規模別勤務する企業の	31~100人	100.0	40.4	27.7	24.9	30.0	21.6	22.1	21.1	3.8	28.2	32.4	15.5
	101~300人	249	93	88	71	86	57	51	52	4	76	80	33
	1013007	100.0	37.3	35.3	28.5	34.5	22.9	20.5	20.9	1.6	30.5	32.1	13.3
	301人以上	175	56	69	55	61	40	39	36	3	57	46	25
	301八以上	100.0	32.0	39.4	31.4	34.9	22.9	22.3	20.6	1.7	32.6	26.3	14.3

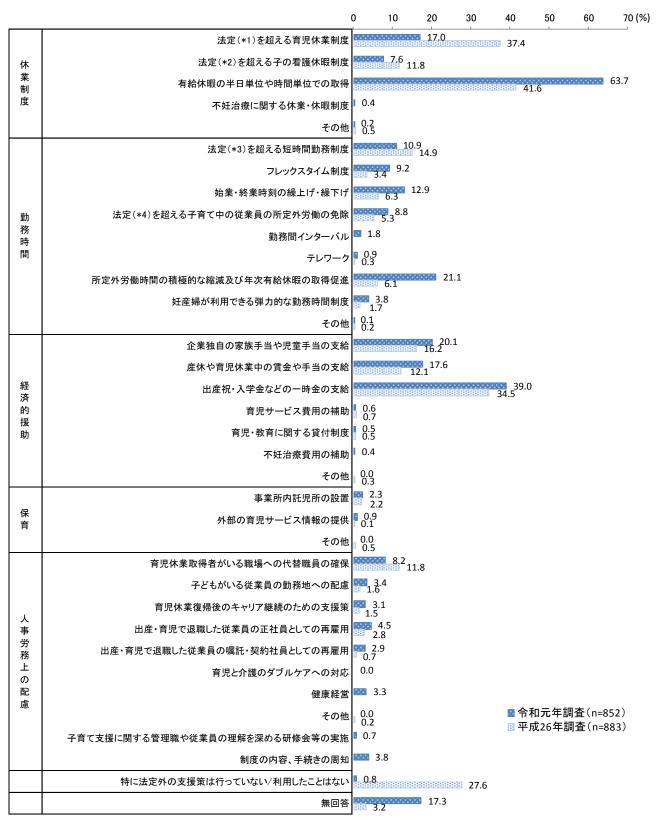
■5年前と比較した働き方改革の推進状況×従業員規模

		全 体	0 点	1 点	2 点	3 点	4 点	5 点	6 点	7 点	8 点	9 点	1 0 点	無回答
全位	ķ	852	73	50	77	113	53	149	92	102	79	7	23	34
	y	100.0	8.6	5.9	9.0	13.3	6.2	17.5	10.8	12.0	9.3	0.8	2.7	4.0
	29人以下	59	9	1	9	9	4	7	6	4	4	0	3	3
		100.0	15.3	1.7	15.3	15.3	6.8	11.9	10.2	6.8	6.8	0.0	5.1	5.1
従勤	30~50人	154	18	9	15	22	4	32	13	15	9	1	6	10
業者		100.0	11.7	5.8	9.7	14.3	2.6	20.8	8.4	9.7	5.8	0.6	3.9	6.5
従業員規	51~100人	213	17	17	19	31	14	35	25	19	22	2	4	8
規心	317-1007	100.0	8.0	8.0	8.9	14.6	6.6	16.4	11.7	8.9	10.3	0.9	1.9	3.8
模別の	101~300人	249	15	15	21	33	17	44	27	35	24	4	5	9
別の	1013007	100.0	6.0	6.0	8.4	13.3	6.8	17.7	10.8	14.1	9.6	1.6	2.0	3.6
	301人以上	175	14	8	13	18	14	31	20	29	19	0	5	4
	301八火工	100.0	8.0	4.6	7.4	10.3	8.0	17.7	11.4	16.6	10.9	0.0	2.9	2.3

■働き方改革の取組みによる効果×従業員規模

		全 体	従業員の満足度が上がった	長時間労働が抑制できた	するリスクが減った従業員の心身の健康に起因	うになった女性の能力を活用できるよ	上につながった業務の効率化や生産性の向	従業員の意欲が向上した	つながった人件費などのコスト削減に	につながった企業イメージや評価の向上	きるようになった多様(優秀)人材確保がで	がよくなった社内の雰囲気(人間関係)	ベーションが起きた従業員の視野が広がりイノ	その他	無回答
全 体		852	116	342	89	74	118	46	91	53	21	84 9.9	13 1.5	99	167
	29人以下	100.0 59	13.6	40.1 19	10.4	8.7 3	13.8	5.4 4	10.7 4	6.2	2.5 0	9.9	1.3	11.6 5	19.6 14
		100.0	15.3	32.2	15.3	5.1	11.9	6.8	6.8	5.1	0.0	18.6	1.7	8.5	23.7
浜 勤	30~50人	154	23	43	20	16	13	18	9	8	3	16		18	
業務		100.0	14.9	27.9	13.0	10.4	8.4	11.7	5.8	5.2	1.9	10.4	3.2	11.7	27.9
員z	51~100人	213	32	75	20	11	22	7	16	13	7	22	3	31	38
従業員規模別勤務する企業の		100.0	15.0	35.2	9.4	5.2	10.3	3.3	7.5	6.1	3.3	10.3	1.4	14.6	17.8
	101~300人	249	30	115	21	28	34	9	29	19	6	20	2	29	43
		100.0	12.0	46.2	8.4	11.2	13.7	3.6	11.6	7.6	2.4	8.0	0.8	11.6	17.3
	301人以上	175	21	90	17	15	40	7	33	10	5	14	2	16	29
	001XXI	100.0	12.0	51.4	9.7	8.6	22.9	4.0	18.9	5.7	2.9	8.0	1.1	9.1	16.6

■両立支援の制度で「利用したもの」



- (*1)従業員が、1歳未満の子を養育するために取得できる休業制度。両親ともに取得する場合は子が1歳2か月に達するまで、また、保育所に入所できないなど特別の事情がある場合には子が2歳に達するまで取得できる。
- (*2)従業員が、小学校就学前までの子の病気やけがの看護など(健康診断や予防接種を含む)のために取得できる休暇制度。子1人につき年に5日まで、子が2人以上の場合は年に10日まで取得できる。
- (*3)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければならない。
- (*4)事業主は、3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働をさせてはならない。